

半 期 報 告 書

(第202期中) 自 平成23年4月 1 日
至 平成23年9月30日

株式会社 紀陽銀行

第202期中（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 紀陽銀行

目 次

頁

第202期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	21
3 【対処すべき課題】	21
4 【事業等のリスク】	21
5 【経営上の重要な契約等】	21
6 【研究開発活動】	21
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	22
第3 【設備の状況】	25
1 【主要な設備の状況】	25
2 【設備の新設、除却等の計画】	25
第4 【提出会社の状況】	26
1 【株式等の状況】	26
2 【株価の推移】	30
3 【役員の状況】	30
第5 【経理の状況】	31
1 【中間連結財務諸表等】	32
2 【中間財務諸表等】	71
第6 【提出会社の参考情報】	89
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	90

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年11月25日

【中間会計期間】 第202期中(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社紀陽銀行

【英訳名】 The Kiyo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 片山博臣

【本店の所在の場所】 和歌山市本町1丁目35番地

【電話番号】 (073)423局9111番(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 堀切久壽

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区堂島2丁目1番43号
株式会社紀陽銀行大阪支店

【電話番号】 (06)6343局1122番(代表)

【事務連絡者氏名】 大阪支店長 田辺治

【縦覧に供する場所】 本店のほかには該当ありません

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	平成22年度 中間連結 会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	平成23年度 中間連結 会計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	平成21年度 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	平成22年度 (自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	41,721	43,998	43,516	83,731	84,384
連結経常利益	百万円	4,836	7,228	8,854	8,219	12,975
連結中間純利益	百万円	3,045	6,350	6,643	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	7,600	8,438
連結中間包括利益	百万円	—	19,529	15,773	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	11,584
連結純資産額	百万円	131,869	158,022	162,473	141,934	150,078
連結総資産額	百万円	3,509,661	3,592,104	3,687,860	3,662,093	3,761,867
1株当たり純資産額	円	136.15	175.14	181.56	150.03	162.09
1株当たり中間純利益金額	円	4.55	9.48	9.92	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	10.22	11.56
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	3.72	4.36	4.36	3.84	3.95
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.65	10.87	11.36	10.50	11.05
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	80,961	15,030	85,105	135,955	△11,876
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△81,020	△27,266	△143,552	△126,282	67,653
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△2,834	△3,441	△3,378	△4,634	△1,441
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	53,956	46,188	54,335	61,889	116,185
従業員数 [外、嘱託及び臨時従業 員の平均人員]	人	2,528 [1,214]	2,633 [1,208]	2,637 [1,190]	2,467 [1,215]	2,560 [1,205]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
3 自己資本比率は、(中間期末(期末)純資産の部合計－中間期末(期末)新株予約権－中間期末(期末)少数株主持分)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。
4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
5 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第200期中	第201期中	第202期中	第200期	第201期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	39,116	41,549	40,860	78,574	79,496
経常利益	百万円	4,759	6,736	8,138	8,387	12,923
中間純利益	百万円	2,981	6,489	6,183	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	7,560	8,332
資本金	百万円	80,096	80,096	80,096	80,096	80,096
発行済株式総数	千株	普通株式 669,595 第2回 優先株式 8,000 第二種 優先株式 31,500	普通株式 669,595 第2回 優先株式 8,000 第二種 優先株式 31,500	普通株式 669,595 第2回 優先株式 8,000 第二種 優先株式 31,500	普通株式 669,595 第2回 優先株式 8,000 第二種 優先株式 31,500	普通株式 669,595 第2回 優先株式 8,000 第二種 優先株式 31,500
純資産額	百万円	129,595	155,863	159,443	139,661	147,555
総資産額	百万円	3,507,842	3,589,157	3,678,634	3,660,331	3,761,486
預金残高	百万円	3,210,954	3,301,322	3,398,022	3,277,472	3,364,810
貸出金残高	百万円	2,376,419	2,459,860	2,504,980	2,451,503	2,505,135
有価証券残高	百万円	880,046	981,673	994,595	947,595	878,138
1株当たり中間純利益金額	円	4.45	9.69	9.23	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	10.16	11.41
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	普通株式 — 第2回 優先株式 — 第二種 優先株式 —	普通株式 — 第2回 優先株式 — 第二種 優先株式 —	普通株式 — 第2回 優先株式 — 第二種 優先株式 —	普通株式 4.00 第2回 優先株式 20.00 第二種 優先株式 19.00	普通株式 4.00 第2回 優先株式 20.00 第二種 優先株式 17.00
自己資本比率	%	3.69	4.34	4.33	3.81	3.92
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.57	10.76	11.12	10.42	10.92
従業員数 [外、嘱託及び臨時従業員 の平均人員]	人	2,207 [1,113]	2,300 [1,266]	2,333 [1,214]	2,144 [1,115]	2,221 [1,266]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2 「(1) 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

3 自己資本比率は、(中間期末(期末)純資産の部合計－中間期末(期末)新株予約権)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

4 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成23年9月30日現在			
セグメントの名称	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	2,333 [1,052]	300 [138]	2,633 [1,190]

- (注) 1 従業員数は、執行役員 5人、嘱託及び臨時従業員 1,178人を含んでおりません。
2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成23年9月30日現在	
従業員数(人)	2,333 [1,214]

- (注) 1 従業員数は、執行役員 4人、嘱託及び臨時従業員 1,188人並びに出向者 106人を含んでおりません。
2 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
4 当行の従業員組合は、紀陽銀行従業員組合と称し、組合員数は2,115人(出向者85人を除く)であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

○業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、東日本大震災の影響による生産設備やサプライチェーンの毀損・電力供給の制約などから、生産面を中心に弱い動きとなりました。その後、震災からの復興事業が本格化するにつれ、生産や輸出及び個人消費などには一部持ち直しの動きが見られました。

また、和歌山県や大阪府においても同様の動きが見られたものの、台風12号による影響から和歌山県南部の交通が分断され、観光などに大きな影響を及ぼしました。

このような状況の中で、当行グループは、お客さまとの接点強化による着実な成長を目指す方針のもと、お客さまの利便性向上に努めるとともに、より充実した金融商品、金融サービスの提供に注力し、業績の向上と経営体質の強化に取り組んでまいりました。

以上のような取り組みの結果、当中間連結会計期間の連結ベースでの業績は、次のとおりとなりました。

業容面では、預金等（譲渡性預金を含む。）につきましては、当中間連結会計期間末残高は前連結会計年度末比317億円減少し3兆4,191億円となりました。譲渡性預金が減少しておりますが、個人預金や法人預金は増加しております。貸出金につきましては、当中間連結会計期間末残高は前連結会計年度末比ほぼ横ばいの2兆4,984億円となりました。季節的な要因により公共貸出等が減少しておりますが、中小企業向け貸出や住宅ローンは引き続き増加傾向を維持しております。有価証券につきましては、当中間連結会計期間末残高は前連結会計年度末比1,252億円増加し1兆14億円となりました。

損益面では、次のとおりとなりました。資金利益は、預金利息が減少したことなどから、前中間連結会計期間比2億14百万円増加し257億93百万円となりました。役務取引等利益は、預かり資産販売等に努めた結果、前中間連結会計期間比2億80百万円増加し37億52百万円となりました。また、その他業務利益は、国債等債券売却益が減少したことなどから、前中間連結会計期間比40億49百万円減少し1億1百万円となりました。この結果、連結粗利益は前中間連結会計期間比35億55百万円減少し296億48百万円となりました。また、当行において、退職給付制度の改定を行ったことにより、特別利益14億76百万円を計上いたしました。以上により、経常利益は、前中間連結会計期間比16億26百万円増加し88億54百万円となり、中間純利益は前中間連結会計期間比2億93百万円増加し66億43百万円となりました。

セグメントの業績につきましては、当行グループの中心である銀行業セグメントは、上記の要因等により、経常収益は前中間連結会計期間比6億89百万円減少し408億60百万円、経常費用は前中間連結会計期間比20億85百万円減少し327億21百万円、経常利益は前中間連結会計期間比13億96百万円増加し81億39百万円となりました。また、その他のセグメントは、経常収益は前中間連結会計期間比2億9百万円増加し38億16百万円、経常費用は前中間連結会計期間比19百万円減少し31億2百万円、経常利益は前中間連結会計期間比2億29百万円増加し7億14百万円となりました。

当中間連結会計期間末の連結自己資本比率（国内基準）は、リスクアセット等が前連結会計年度末比27億円増加したものの、中間純利益を着実に計上したことなどにより、自己資本額が前連結会計年度末比57億円増加したことから、前連結会計年度末比0.31%上昇し11.36%となりました。

※連結粗利益＝資金利益（資金運用収益－資金調達費用）＋役務取引等利益（役務取引等収益－役務取引等費用）＋その他業務利益（その他業務収益－その他業務費用）

○キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比618億50百万円減少し543億35百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローン等の減少などにより851億5百万円（前中間連結会計期間比+700億75百万円）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出を主因に△1,435億52百万円（前中間連結会計期間比△1,162億86百万円）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払を主因に△33億78百万円（前中間連結会計期間比+63百万円）となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、有価証券利息配当金が減少したこと等から資金運用収益が前中間連結会計期間比7億73百万円減少の295億6百万円となり、また預金利息が減少したこと等から資金調達費用が前中間連結会計期間比9億87百万円減少の37億12百万円となったため、前中間連結会計期間比2億14百万円増加の257億93百万円となりました。うち国内業務部門は、242億42百万円となりました。役務取引等収支は、引き続き預かり資産販売等に努めた結果、前中間連結会計期間比2億80百万円増加の37億52百万円となりました。うち国内業務部門は、37億24百万円となりました。その他業務収支は、国債等債券売却益が減少したこと等から前中間連結会計期間比40億49百万円減少の1億1百万円となりました。うち国内業務部門は、△12億65百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	24,057	1,522	25,579
	当中間連結会計期間	24,242	1,551	25,793
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	28,704	2,033	458 30,279
	当中間連結会計期間	27,872	1,909	275 29,506
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	4,647	510	458 4,699
	当中間連結会計期間	3,629	358	275 3,712
役務取引等収支	前中間連結会計期間	3,446	26	3,472
	当中間連結会計期間	3,724	28	3,752
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,348	56	5,405
	当中間連結会計期間	5,645	58	5,704
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,902	29	1,932
	当中間連結会計期間	1,921	30	1,952
その他業務収支	前中間連結会計期間	2,390	1,760	4,150
	当中間連結会計期間	△1,265	1,367	101
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	5,877	1,873	7,751
	当中間連結会計期間	2,724	1,578	4,303
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	3,487	113	3,600
	当中間連結会計期間	3,989	211	4,201

(注) 1 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定の合計の平均残高は、コールローンが前中間連結会計期間比500億円増加したこと等から、前中間連結会計期間比932億円増加し3兆6,288億円となり、利回りは、有価証券利回りが前中間連結会計期間比0.17%低下したこと等から、前中間連結会計期間比0.08%低下し1.62%となりました。うち国内業務部門の平均残高は3兆5,673億円、利回りは1.55%となりました。また、資金調達勘定の合計の平均残高は、預金の平均残高が前中間連結会計期間比889億円増加したこと等から、前中間連結会計期間比935億円増加し3兆5,602億円となり、利回りは、預金利回りが前中間連結会計期間比0.06%低下したこと等から、前中間連結会計期間比0.07%低下し0.20%となりました。うち国内業務部門の平均残高は3兆4,985億円、利回りは0.20%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(223,856) 3,499,480	(458) 28,704	1.63
	当中間連結会計期間	(177,653) 3,567,313	(275) 27,865	1.55
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,413,248	22,960	1.89
	当中間連結会計期間	2,457,893	22,902	1.85
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	5,412	22	0.84
	当中間連結会計期間	3,795	16	0.88
うち有価証券	前中間連結会計期間	741,608	5,152	1.38
	当中間連結会計期間	775,300	4,525	1.16
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	98,469	54	0.11
	当中間連結会計期間	149,125	78	0.10
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	12,596	8	0.12
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	78	0	1.18
	当中間連結会計期間	97	0	0.39
資金調達勘定	前中間連結会計期間	3,429,847	4,647	0.27
	当中間連結会計期間	3,498,582	3,629	0.20
うち預金	前中間連結会計期間	3,302,233	3,957	0.23
	当中間連結会計期間	3,387,834	3,055	0.17
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	87,198	154	0.35
	当中間連結会計期間	67,354	39	0.11
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	1,390	5	0.80
	当中間連結会計期間	6,089	38	1.26
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	30,884	407	2.63
	当中間連結会計期間	21,939	301	2.74

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 国内業務部門は円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間17,501百万円、当中間連結会計期間28,316百万円)を控除して表示しております。

4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	260,003	2,033	1.55
	当中間連結会計期間	239,212	1,909	1.59
うち貸出金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	256,899	2,013	1.56
	当中間連結会計期間	236,683	1,888	1.59
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	1,107	2	0.42
	当中間連結会計期間	467	2	1.00
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(223,856) 260,715	(458) 510	0.39
	当中間連結会計期間	(177,653) 239,358	(275) 358	0.29
うち預金	前中間連結会計期間	5,524	4	0.14
	当中間連結会計期間	8,828	6	0.14
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	31,288	44	0.28
	当中間連結会計期間	52,840	70	0.26
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間13百万円、当中間連結会計期間20百万円)を控除して表示しております。

4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	3,535,627	30,279	1.70
	当中間連結会計期間	3,628,872	29,499	1.62
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,413,248	22,960	1.89
	当中間連結会計期間	2,457,893	22,902	1.85
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	5,412	22	0.84
	当中間連結会計期間	3,795	16	0.88
うち有価証券	前中間連結会計期間	998,507	7,166	1.43
	当中間連結会計期間	1,011,983	6,414	1.26
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	99,576	56	0.11
	当中間連結会計期間	149,592	80	0.10
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	12,596	8	0.12
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	78	0	1.18
	当中間連結会計期間	97	0	0.39
資金調達勘定	前中間連結会計期間	3,466,705	4,699	0.27
	当中間連結会計期間	3,560,287	3,712	0.20
うち預金	前中間連結会計期間	3,307,758	3,961	0.23
	当中間連結会計期間	3,396,663	3,062	0.17
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	87,198	154	0.35
	当中間連結会計期間	67,354	39	0.11
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	32,678	49	0.30
	当中間連結会計期間	58,930	109	0.36
うちコマースヤル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	30,884	407	2.63
	当中間連結会計期間	21,939	301	2.74

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間17,514百万円、当中間連結会計期間28,336百万円)を控除して表示しております。

3 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、投資信託・保険販売業務による収益が増加しましたことから、前中間連結会計期間比2億99百万円増加し57億4百万円となりました。うち国内業務部門は、56億45百万円となりました。また、役務取引等費用は、前中間連結会計期間比20百万円増加し19億52百万円となりました。うち国内業務部門は、19億21百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,348	56	5,405
	当中間連結会計期間	5,645	58	5,704
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,271	—	1,271
	当中間連結会計期間	1,333	—	1,333
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,363	55	1,419
	当中間連結会計期間	1,374	58	1,433
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	27	—	27
	当中間連結会計期間	20	—	20
うち代理業務	前中間連結会計期間	85	—	85
	当中間連結会計期間	81	—	81
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	196	—	196
	当中間連結会計期間	191	—	191
うち保証業務	前中間連結会計期間	378	0	379
	当中間連結会計期間	391	0	391
うち投資信託・保険販売業務	前中間連結会計期間	1,068	—	1,068
	当中間連結会計期間	1,303	—	1,303
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,902	29	1,932
	当中間連結会計期間	1,921	30	1,952
うち為替業務	前中間連結会計期間	271	20	291
	当中間連結会計期間	267	22	290

(注) 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	3,292,086	7,000	3,299,086
	当中間連結会計期間	3,387,443	8,963	3,396,407
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,406,258	—	1,406,258
	当中間連結会計期間	1,477,370	—	1,477,370
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,850,168	—	1,850,168
	当中間連結会計期間	1,868,438	—	1,868,438
うちその他	前中間連結会計期間	35,659	7,000	42,659
	当中間連結会計期間	41,634	8,963	50,597
譲渡性預金	前中間連結会計期間	35,564	—	35,564
	当中間連結会計期間	22,770	—	22,770
総合計	前中間連結会計期間	3,327,651	7,000	3,334,651
	当中間連結会計期間	3,410,213	8,963	3,419,177

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2 定期性預金＝定期預金

3 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(5) 国内貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,453,306	100.00	2,498,484	100.00
製造業	370,978	15.12	374,962	15.01
農業、林業	3,882	0.16	2,875	0.11
漁業	1,956	0.08	1,827	0.07
鉱業、採石業、砂利採取業	5,830	0.24	5,711	0.23
建設業	113,765	4.64	111,448	4.46
電気・ガス・熱供給・水道業	5,518	0.23	9,828	0.39
情報通信業	9,601	0.39	9,301	0.37
運輸業、郵便業	67,058	2.73	66,461	2.66
卸売業、小売業	287,299	11.71	296,207	11.86
金融業、保険業	79,566	3.24	72,842	2.92
不動産業、物品賃貸業	305,270	12.44	318,273	12.74
各種サービス業	180,624	7.36	188,810	7.56
地方公共団体	232,391	9.47	232,403	9.30
その他	789,566	32.19	807,534	32.32
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,453,306	—	2,498,484	—

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	388,601	—	388,601
	当中間連結会計期間	397,310	—	397,310
地方債	前中間連結会計期間	197,271	—	197,271
	当中間連結会計期間	198,609	—	198,609
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
社債	前中間連結会計期間	101,472	—	101,472
	当中間連結会計期間	126,538	—	126,538
株式	前中間連結会計期間	36,292	30	36,323
	当中間連結会計期間	33,042	54	33,096
その他の証券	前中間連結会計期間	15,623	242,847	258,471
	当中間連結会計期間	14,452	231,476	245,929
合計	前中間連結会計期間	739,262	242,878	982,140
	当中間連結会計期間	769,952	231,531	1,001,483

(注) 1 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	31,452	27,917	△ 3,535
経費(除く臨時処理分)(△)	20,073	19,392	△ 681
人件費(△)	9,543	9,518	△ 25
物件費(△)	8,945	8,679	△ 266
税金(△)	1,584	1,194	△ 390
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	11,379	8,525	△ 2,854
一般貸倒引当金繰入額(△)	—	—	—
業務純益	11,379	8,525	△ 2,854
うち債券関係損益	3,663	△ 307	△ 3,970
臨時損益	△ 4,642	△ 387	4,255
株式等関係損益	△ 2,767	△ 2,833	△ 66
不良債権処理額(△)	2,120	1,091	△ 1,029
貸出金償却(△)	1,967	973	△ 994
個別貸倒引当金繰入額(△)	—	—	—
その他の不良債権処理額(△)	152	117	△ 35
貸倒引当金戻入益	—	2,413	2,413
償却債権取立益	—	671	671
その他臨時損益	244	452	208
経常利益	6,736	8,138	1,402
特別損益	2,997	1,467	△ 1,530
うち貸倒引当金戻入益	3,390	—	△ 3,390
うち償却債権取立益	655	—	△ 655
うち固定資産処分損益	△ 4	△ 0	4
うち減損損失(△)	794	7	△ 787
税引前中間純利益	9,734	9,605	△ 129
法人税、住民税及び事業税(△)	30	31	1
法人税等調整額(△)	3,215	3,391	176
法人税等合計(△)	3,245	3,422	177
中間純利益	6,489	6,183	△ 306

(注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

6 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.62	1.55	△ 0.07
(イ)貸出金利回	1.89	1.85	△ 0.04
(ロ)有価証券利回	1.38	1.16	△ 0.22
(2) 資金調達原価 ②	1.41	1.28	△ 0.13
(イ)預金等利回	0.24	0.17	△ 0.07
(ロ)外部負債利回	2.63	2.74	0.11
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.21	0.27	0.06

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	19.56	14.91	△ 4.65
業務純益ベース	19.56	14.91	△ 4.65
中間純利益ベース	10.55	10.81	0.26

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	3,301,322	3,398,022	96,700
預金(平残)	3,312,365	3,400,632	88,267
貸出金(末残)	2,459,860	2,504,980	45,120
貸出金(平残)	2,418,974	2,464,855	45,881

(2) 個人・法人等別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	2,556,367	2,615,568	59,201
法人等	744,955	782,453	37,498
合計	3,301,322	3,398,022	96,700

(注) 1 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

2 法人等の預金残高は、一般法人、金融機関、地方公共団体等の合算であります。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	867,652	891,577	23,925
住宅ローン残高	741,782	762,112	20,330
その他ローン残高	125,870	129,465	3,595

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	1,910,734	1,945,996	35,262
総貸出金残高	② 百万円	2,459,860	2,504,980	45,120
中小企業等貸出金比率	①/② %	77.67	77.68	0.01
中小企業等貸出先件数	③ 件	106,970	105,470	△ 1,500
総貸出先件数	④ 件	107,376	105,883	△ 1,493
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.62	99.60	△ 0.02

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	15	50	23	94
信用状	421	1,478	446	1,459
保証	433	15,240	383	14,285
計	869	16,768	852	15,839

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては平成22年9月30日は基礎的手法を、平成23年9月30日は粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	80,096	80,096
	うち非累積的永久優先株	19,750	19,750
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	32,357	32,357
	利益剰余金	33,261	38,629
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,232	1,369
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
計 (A)	146,948	152,453	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	245	238
	一般貸倒引当金	11,213	10,328
	負債性資本調達手段等	36,800	38,600
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	36,800	38,600
計	48,258	49,166	
うち自己資本への算入額 (B)	48,258	49,166	
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	—
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	195,155	201,619	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,645,536	1,645,212
	オフ・バランス取引等項目	28,507	27,603
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,674,044	1,672,816
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	120,064	101,857
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	9,605	8,148
	計 (E)+(F) (H)	1,794,108	1,774,673
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)	10.87	11.36	
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)	8.19	8.59	

(注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	80,096	80,096
	うち非累積的永久優先株	19,750	19,750
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	259	259
	その他資本剰余金	32,097	32,097
	利益準備金	1,698	2,373
	その他利益剰余金	30,659	34,646
	その他	—	—
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
計 (A)	144,811	149,473	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	245	238
	一般貸倒引当金	10,497	8,144
	負債性資本調達手段等	36,800	38,600
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	36,800	38,600
	計	47,542	46,982
うち自己資本への算入額 (B)	47,542	46,982	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	192,354	196,456	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,642,835	1,642,919
	オフ・バランス取引等項目	28,485	27,581
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,671,321	1,670,500
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	114,828	96,127
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	9,186	7,690
	計 (E)+(F) (H)	1,786,150	1,766,628
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		10.76	11.12
(参考) Tier 1 比率=A/H×100(%)		8.10	8.46

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	25,697	23,613
危険債権	56,172	58,414
要管理債権	8,040	6,497
正常債権	2,403,535	2,451,170

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間における、本半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

I. 財政状態

(1) 主要勘定の状況

当中間連結会計期間末における主要勘定の状況は、以下のようになりました。

預金等（譲渡性預金を含む。）につきましては、個人預金を中心に増強に努めた結果、当中間連結会計期間末残高は3兆4,191億円（前中間連結会計期間末比845億円増加、前連結会計年度末比317億円減少）となりました。

貸出金につきましては、引き続き住宅ローンの推進に努めた結果、当中間連結会計期間末残高は2兆4,984億円（前中間連結会計期間末比451億円増加、前連結会計年度末比0.8億円減少）となりました。

有価証券につきましては、国債が増加したことなどから、当中間連結会計期間末残高は1兆14億円（前中間連結会計期間末比193億円増加、前連結会計年度末比1,252億円増加）となりました。

	前中間連結 会計期間末 (百万円) (A)	前連結会計 年度末 (百万円) (B)	当中間連結 会計期間末 (百万円) (C)	増減(百万円) (C)－(A)	増減(百万円) (C)－(B)
預金・譲渡性預金合計	3,334,651	3,450,922	3,419,177	84,526	△ 31,745
うち個人預金	2,556,367	2,597,400	2,615,568	59,201	18,168
貸出金	2,453,306	2,498,564	2,498,484	45,178	△ 80
うち住宅ローン	741,782	752,980	762,112	20,330	9,132
有価証券	982,140	876,237	1,001,483	19,343	125,246

(2) 自己資本比率の状況

当中間連結会計期間末の連結自己資本比率（国内基準）は、リスクアセット等が前連結会計年度末比27億円増加したものの、中間純利益を着実に計上したことなどにより、自己資本額が前連結会計年度末比57億円増加したことから、前連結会計年度末比0.31%上昇し11.36%となりました。

	前連結会計年度末 (百万円) (A)	当中間連結会計期間末 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
基本的項目 ①	145,751	152,453	6,702
補完的項目 ②	50,113	49,166	△ 947
控除項目 ③	—	—	—
自己資本額 ①+②-③	195,864	201,619	5,755
リスクアセット等	1,771,934	1,774,673	2,739
連結自己資本比率（国内基準） (%)	11.05	11.36	0.31

（注）連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に基づき算出しております。

II. 経営成績

当中間連結会計期間の経営成績は、以下のとおりとなりました。

資金利益は、預貸金利鞘が改善したことなどから、前中間連結会計期間比2億14百万円増加し257億93百万円となりました。役務取引等利益は、預かり資産販売等に努めた結果、前中間連結会計期間比2億80百万円増加し37億52百万円となりました。また、その他業務利益は、国債等債券売却益が減少したことなどから、前中間連結会計期間比40億49百万円減少し1億1百万円となりました。以上により、連結粗利益は前中間連結会計期間比35億55百万円減少し296億48百万円となりました。また、貸倒引当金戻入益や償却債権取立益などを勘案した与信コスト総額が、前中間連結会計期間比10億33百万円減少し△20億39百万円となったことなどから、中間純利益は、前中間連結会計期間比2億93百万円増加し66億43百万円となりました。なお、経常利益は、前中間連結会計期間比16億26百万円増加し88億54百万円となりました。

	前中間連結会計期間 (百万円) (A)	当中間連結会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
連結粗利益(注1)	33,203	29,648	△ 3,555
資金利益	25,579	25,793	214
役務取引等利益	3,472	3,752	280
その他業務利益	4,150	101	△ 4,049
営業経費(△)	20,687	19,992	△ 695
一般貸倒引当金繰入額(△) ①	—	—	—
株式等関係損益	△ 2,767	△ 2,833	△ 66
不良債権処理額(△) ②	2,653	1,625	△1,028
うち貸出金償却(△)	2,494	1,502	△992
うち個別貸倒引当金繰入額(△)	—	—	—
貸倒引当金戻入益	—	2,401	2,401
うち貸出関連	—	2,656	2,656
うち貸出関連以外	—	△ 254	△ 254
償却債権取立益	—	983	983
その他	134	273	139
経常利益	7,228	8,854	1,626
特別損益	2,608	1,467	△ 1,141
うち貸倒引当金戻入益	2,755	—	△ 2,755
うち貸出関連	2,758	—	△ 2,758
うち貸出関連以外	△ 3	—	3
うち償却債権取立益	901	—	△ 901
税金等調整前中間純利益	9,836	10,322	486
法人税、住民税及び事業税(△)	338	312	△ 26
法人税等調整額(△)	3,102	3,308	206
法人税等合計(△)	3,440	3,621	181
少数株主損益調整前中間純利益	6,396	6,700	304
少数株主利益	45	57	12
中間純利益	6,350	6,643	293

与信費用(△) ①+②	2,653	1,625	△ 1,028
与信コスト総額(△)(注2)	△ 1,006	△ 2,039	△ 1,033

(注) 1. 連結粗利益＝資金利益(資金運用収益－資金調達費用)＋役務取引等利益(役務取引等収益－役務取引等費用)＋その他業務利益(その他業務収益－その他業務費用)

2. 与信コスト総額は、与信費用に貸倒引当金戻入益・償却債権取立益などの与信関連損益を加味して算出しております。

Ⅲ. キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローについては、コールローン等の減少などにより851億5百万円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローについては、有価証券の取得による支出を主因に△1,435億52百万円となりました。財務活動によるキャッシュ・フローについては、配当金の支払を主因に△33億78百万円となりました。以上により、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比618億50百万円減少し、543億35百万円となりました。

	前中間連結会計期間 (百万円) (A)	当中間連結会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
現金及び現金同等物の中間期末残高	46,188	54,335	8,147
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,030	85,105	70,075
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 27,266	△ 143,552	△ 116,286
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,441	△ 3,378	63

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	860,500,000
優先株式	8,000,000
第二種優先株式	31,500,000
計	900,000,000

(注) 発行可能株式総数につき、「普通株式、優先株式または第二種優先株式につき消却があった場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	669,595,567	同左	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 (注) 1、2、3
第2回優先株式	8,000,000	同左	—	(注) 1、2、3、4
第二種優先株式	31,500,000	同左	—	(注) 1、2、3、5
計	709,095,567	同左	—	—

(注) 1 当行の単元株式数は、普通株式及び各種優先株式のそれぞれにつき、1,000株であります。

2 提出日現在発行数には、平成23年11月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の変更は含まれておりません。

3 定款において、会社法第322条第2項に規定する定めはしてしておりません。また、各種優先株式の議決権につきましては、以下の4(3)、5(3)の「議決権」に記載の通りであり、これらの種類株式は、財務政策上の柔軟性を確保するために、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

4 第2回優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

第2回優先株式を有する株主(以下「第2回優先株主」という。)または第2回優先株式の登録株式質権者(以下「第2回優先登録株式質権者」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については次のとおりである。

① 優先配当金

利益配当金を支払うときは、第2回優先株主または第2回優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第2回優先株式1株につき年20円の期末配当金(以下「第2回優先配当金」という。)を支払う。ただし当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記④の中間配当金(以下「優先中間配当金」という。)を支払ったときは、その金額を控除した額とする。

②非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第2回優先株主または第2回優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第2回優先株主または第2回優先登録株式質権者に対しては、第2回優先配当金を超えて配当を行わない。

④優先中間配当金

中間配当を行うときは、第2回優先株主または第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき10円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2回優先株主または第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき1,000円を支払う。第2回優先株主または第2回優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第2回優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし第2回優先株主は、定時株主総会に第2回優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第2回優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めある場合を除き、第2回優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。

第2回優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5 第二種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)または第二種優先株式の登録株式質権者(以下「第二種優先登録株式質権者」という。)に対しては、次に定める額の期末配当金(以下「第二種優先配当金」という)を支払う。ただし当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記④の中間配当金(以下「第二種優先中間配当金」という)を支払ったときは、その金額を控除した額とする。

①優先配当金

当行が定款第48条に定める期末配当金を支払うときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第二種優先株式1株につき、その払込金相当額(1,000円)に、当該期末配当金の基準日の属する事業年度における以下に定める配当年率を乗じて算出した額(ただし、平成19年3月31日を基準日とする第二種優先配当金については、この額に、払込期日より平成19年3月31日までの実日数である139を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額)(円単位未満小数点第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入する。)を支払う。配当年率は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

配当年率＝日本円TIBOR(12ヶ月物)＋1.150%

配当年率は、%単位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、上限は7.500%とする。

配当年率の見直し日は、平成19年4月1日以降の毎年4月1日とする。

「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、払込期日以降平成19年3月31日までの事業年度においては払込期日の午前11時または午前11時に可及的に近い時点における日本円TIBOR(12ヶ月物)〔(Telerate17097ページ)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、平成19年4月1日以降の各事業年度においては、各事業年度に含まれる配当年率の見直し日(配当年率の見直し日が営業日でない場合は前営業日)の午前11時または午前11時に可及的に近い時点における日本円TIBOR(12ヶ月物)〔(Telerate17097ページ)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、「日本円TIBOR(12ヶ月物)」は、東京インターバンク市場における12ヶ月物の円資金貸借取引のオフアードレートとして合理的に決定する利率(年率で表される。)を指すものとする。

②非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金を超えて配当を行わない。

④優先中間配当金

当行が定款第48条に定める中間配当を行うときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき当該中間配当の基準日の属する事業年度の直前事業年度に基準日の属する第二種優先配当金の額の2分の1に相当する金額を優先中間配当金として支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき1,000円を支払う。第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第二種優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めある場合を除き、第二種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。第二種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 優先順位

第二種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、当行の第2回優先株式と同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成23年9月30日	—	普通株式 669,595 第2回 優先株式 8,000 第二種 優先株式 31,500	—	80,096,751	—	259,532

(6) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社紀陽ホールディングス	和歌山市本町1丁目35番地	709,095	100
計	—	709,095	100

(注) 株式会社紀陽ホールディングスの所有株式のうち、議決権を有しない第2回優先株式8,000千株、第二種優先株式31,500千株を保有しております。

② 所有議決権数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社紀陽ホールディングス	和歌山市本町1丁目35番地	669,595	100
計	—	669,595	100

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第2回優先株式 8,000,000 第二種優先株式 31,500,000	—	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 669,595,000	669,595	—
単元未満株式	普通株式 567	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	普通株式 669,595,567 第2回優先株式 8,000,000 第二種優先株式 31,500,000	—	—
総株主の議決権	—	669,595	—

(注) 第2回優先株式及び第二種優先株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

当行の株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、半期報告書の提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の変動

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	116,185	54,335
コールローン及び買入手形	172,972	30,263
買入金銭債権	3,497	3,138
商品有価証券	4,119	2,811
有価証券	※7, ※13 876,237	※7, ※13 1,001,483
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,498,564	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,498,484
外国為替	※6 1,858	※6 1,836
その他資産	※7 31,160	※7 43,326
有形固定資産	※9, ※10 34,496	※9, ※10 33,858
無形固定資産	8,530	7,880
繰延税金資産	28,776	22,216
支払承諾見返	16,405	15,841
貸倒引当金	△30,935	△27,617
資産の部合計	3,761,867	3,687,860
負債の部		
預金	※7 3,361,650	※7 3,396,407
譲渡性預金	89,271	22,770
債券貸借取引受入担保金	※7 52,168	※7 5,958
借入金	※11 24,513	※11 21,578
外国為替	38	65
社債	※12 15,000	※12 18,000
その他負債	51,444	43,565
退職給付引当金	28	28
役員退職慰労引当金	32	32
睡眠預金払戻損失引当金	636	564
偶発損失引当金	384	359
再評価に係る繰延税金負債	※9 214	※9 213
支払承諾	16,405	15,841
負債の部合計	3,611,789	3,525,386

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	80,096	80,096
資本剰余金	32,357	32,357
利益剰余金	35,358	38,629
株主資本合計	147,812	151,083
その他有価証券評価差額金	382	9,349
繰延ヘッジ損益	219	327
土地再評価差額金	※9 316	※9 315
その他の包括利益累計額合計	918	9,991
少数株主持分	1,347	1,398
純資産の部合計	150,078	162,473
負債及び純資産の部合計	3,761,867	3,687,860

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
経常収益	43,998	43,516
資金運用収益	30,279	29,506
(うち貸出金利息)	22,960	22,902
(うち有価証券利息配当金)	7,189	6,431
役務取引等収益	5,405	5,704
その他業務収益	7,751	4,303
その他経常収益	562	※1 4,001
経常費用	36,769	34,661
資金調達費用	4,699	3,712
(うち預金利息)	3,961	3,062
役務取引等費用	1,932	1,952
その他業務費用	3,600	4,201
営業経費	20,687	19,992
その他経常費用	※2 5,849	※2 4,801
経常利益	7,228	8,854
特別利益	3,656	1,491
固定資産処分益	—	15
貸倒引当金戻入益	2,755	—
償却債権取立益	901	—
退職給付制度改定益	—	1,476
特別損失	1,048	24
固定資産処分損	4	16
減損損失	※3 794	※3 7
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	249	—
税金等調整前中間純利益	9,836	10,322
法人税、住民税及び事業税	338	312
法人税等調整額	3,102	3,308
法人税等合計	3,440	3,621
少数株主損益調整前中間純利益	6,396	6,700
少数株主利益	45	57
中間純利益	6,350	6,643

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	6,396	6,700
その他の包括利益	13,132	9,072
その他有価証券評価差額金	13,132	8,965
繰延ヘッジ損益	0	107
中間包括利益	19,529	15,773
親会社株主に係る中間包括利益	19,490	15,717
少数株主に係る中間包括利益	38	55

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	80,096	80,096
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	80,096	80,096
資本剰余金		
当期首残高	32,357	32,357
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	32,357	32,357
利益剰余金		
当期首残高	30,344	35,358
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,436	△3,373
中間純利益	6,350	6,643
土地再評価差額金の取崩	3	0
当中間期変動額合計	2,916	3,270
当中間期末残高	33,261	38,629
株主資本合計		
当期首残高	142,798	147,812
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,436	△3,373
中間純利益	6,350	6,643
土地再評価差額金の取崩	3	0
当中間期変動額合計	2,916	3,270
当中間期末残高	145,715	151,083
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△2,407	382
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	13,139	8,966
当中間期変動額合計	13,139	8,966
当中間期末残高	10,732	9,349
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△1	219
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	0	107
当中間期変動額合計	0	107
当中間期末残高	△0	327

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
土地再評価差額金		
当期首残高	328	316
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△3	△0
当中間期変動額合計	△3	△0
当中間期末残高	324	315
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△2,080	918
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	13,137	9,073
当中間期変動額合計	13,137	9,073
当中間期末残高	11,056	9,991
少数株主持分		
当期首残高	1,216	1,347
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	33	51
当中間期変動額合計	33	51
当中間期末残高	1,250	1,398
純資産合計		
当期首残高	141,934	150,078
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,436	△3,373
中間純利益	6,350	6,643
土地再評価差額金の取崩	3	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	13,170	9,125
当中間期変動額合計	16,087	12,395
当中間期末残高	158,022	162,473

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	9,836	10,322
減価償却費	1,914	2,041
減損損失	794	7
貸倒引当金の増減 (△)	△5,726	△3,318
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	0	0
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△7	—
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△91	△72
偶発損失引当金の増減 (△)	△34	△25
資金運用収益	△30,279	△29,506
資金調達費用	4,699	3,712
有価証券関係損益 (△)	△896	3,140
為替差損益 (△は益)	6,458	6,667
固定資産処分損益 (△は益)	4	1
商品有価証券の純増 (△) 減	349	1,307
貸出金の純増 (△) 減	△7,777	80
預金の純増減 (△)	25,631	34,756
譲渡性預金の純増減 (△)	△96,767	△66,501
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△3,953	64
コールローン等の純増 (△) 減	74,978	143,067
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	20,877	—
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△25,755	△46,209
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△172	22
外国為替 (負債) の純増減 (△)	54	27
資金運用による収入	30,477	29,925
資金調達による支出	△3,962	△3,518
その他	14,702	△552
小計	15,355	85,441
法人税等の支払額	△325	△335
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,030	85,105
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△327,626	△364,673
有価証券の売却による収入	251,035	120,733
有価証券の償還による収入	51,490	101,088
有形固定資産の取得による支出	△1,354	△275
有形固定資産の売却による収入	—	14
無形固定資産の取得による支出	△811	△433
資産除去債務の履行による支出	—	△5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27,266	△143,552

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	—	△3,000
劣後特約付社債の発行による収入	—	3,000
配当金の支払額	△3,436	△3,373
少数株主への配当金の支払額	△4	△4
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,441	△3,378
現金及び現金同等物に係る換算差額	△23	△24
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△15,700	△61,849
現金及び現金同等物の期首残高	61,889	116,185
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 46,188	※1 54,335

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社	5社 紀陽ビジネスサービス株式会社 阪和信用保証株式会社 紀陽リース・キャピタル株式会社 株式会社紀陽カード 株式会社紀陽カードディーシー
(2) 非連結子会社	0社

2 持分法の適用に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社	0社
(2) 持分法適用の関連会社	0社
(3) 持分法非適用の非連結子会社	0社
(4) 持分法非適用の関連会社	0社

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。	
9月末日	5社

4 会計処理基準に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：5年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は86,318百万円（前連結会計年度末は86,505百万円）であります。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生時に全額を損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(追加情報)

当行は、平成23年4月1日に退職給付制度の改定を行い、適格退職年金制度から確定給付企業年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

この移行に伴い、退職給付債務が1,476百万円減少し、同額の過去勤務債務が発生しております。この過去勤務債務については、当行の会計処理方針に従い、当中間連結会計期間において一括償却を行い、退職給付制度改定益1,476百万円を特別利益として計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

当行は、役員退職慰労金について、平成16年6月29日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、廃止時における内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
<p>(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
<p>(9) 偶発損失引当金の計上基準 信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p>
<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
<p>(11) リース取引の処理方法 (借手側) 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。</p>
<p>(12) 収益及び費用の計上基準 ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p>
<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。また、株式から生じる株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジを適用しております。なお、ヘッジ手法に高い有効性が見込まれることから、有効性の判定は省略しております。</p>
<p>(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、手許現金、日本銀行への預け金及び随時引き出し可能な預け金であります。</p>
<p>(15) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>

【追加情報】

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
<p>当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については、遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1 無担保の消費貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券399百万円については、当連結会計年度末には当該処分をせずに所有しております。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,953百万円、延滞債権額は82,790百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は54百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,909百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は99,708百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,743百万円であります。</p>	<p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,878百万円、延滞債権額は77,326百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は17百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,241百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,464百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、25,936百万円であります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																
<p>※7 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="225 344 788 409"> <tr> <td>有価証券</td> <td>151,923百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>159百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="225 443 788 508"> <tr> <td>預金</td> <td>9,919百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>48,882百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、先渡取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券70,210百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金敷金は1,383百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、325,402百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が317,205百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 Δ278百万円</p>	有価証券	151,923百万円	その他資産	159百万円	預金	9,919百万円	債券貸借取引受入担保金	48,882百万円	<p>※7 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="857 344 1420 409"> <tr> <td>有価証券</td> <td>104,613百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>159百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="857 443 1420 508"> <tr> <td>預金</td> <td>5,505百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>2,673百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、先渡取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券71,851百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金敷金は1,336百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、318,399百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が309,541百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 Δ287百万円</p>	有価証券	104,613百万円	その他資産	159百万円	預金	5,505百万円	債券貸借取引受入担保金	2,673百万円
有価証券	151,923百万円																
その他資産	159百万円																
預金	9,919百万円																
債券貸借取引受入担保金	48,882百万円																
有価証券	104,613百万円																
その他資産	159百万円																
預金	5,505百万円																
債券貸借取引受入担保金	2,673百万円																

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 41,857百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金24,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は14,507百万円であります。</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 42,559百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金21,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は15,214百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)																																
<p>※2 その他経常費用には、貸出金償却2,494百万円、株式等償却1,508百万円及び貸出債権譲渡損6百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当中間連結会計期間において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額794百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">地域</th> <th style="text-align: left;">主な用途</th> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: right;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>営業店舗 2か所</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">152</td> </tr> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>遊休資産 4か所</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">7</td> </tr> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>事業用資産</td> <td>動産、 ソフトウェア等</td> <td style="text-align: right;">634</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td style="text-align: right;">794</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>連結子会社については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	和歌山 県内	営業店舗 2か所	土地	152	和歌山 県内	遊休資産 4か所	土地	7	和歌山 県内	事業用資産	動産、 ソフトウェア等	634	合計			794	<p>※1 その他経常収益には、貸倒引当金戻入益2,401百万円及び償却債権取立益983百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、株式等償却2,214百万円、貸出金償却1,502百万円及び貸出債権譲渡損5百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当中間連結会計期間において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額7百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">地域</th> <th style="text-align: left;">主な用途</th> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: right;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>遊休資産 4か所</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">7</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td style="text-align: right;">7</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>連結子会社については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	和歌山 県内	遊休資産 4か所	土地	7	合計			7
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																														
和歌山 県内	営業店舗 2か所	土地	152																														
和歌山 県内	遊休資産 4か所	土地	7																														
和歌山 県内	事業用資産	動産、 ソフトウェア等	634																														
合計			794																														
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																														
和歌山 県内	遊休資産 4か所	土地	7																														
合計			7																														

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
普通株式	669,595	—	—	669,595	—
第2回優先株式	8,000	—	—	8,000	—
第二種優先株式	31,500	—	—	31,500	—
合計	709,095	—	—	709,095	—

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,678	4.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第2回優先株式	160	20.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第二種優先株式	598	19.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
普通株式	669,595	—	—	669,595	—
第2回優先株式	8,000	—	—	8,000	—
第二種優先株式	31,500	—	—	31,500	—
合計	709,095	—	—	709,095	—

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,678	4.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	第2回優先株式	160	20.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	第二種優先株式	535	17.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている「現金預け金」の金額は、一致しております。	※1 同左

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借手側)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額

前連結会計年度 (平成23年 3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	2,610	1,582	1,027
無形固定資産	—	—	—
合 計	2,610	1,582	1,027

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間連結会計期間 (平成23年 9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	2,080	1,381	698
無形固定資産	—	—	—
合 計	2,080	1,381	698

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9月30日)
1年内	329	261
1年超	698	437
合 計	1,027	698

(注) 未経過リース料中間連結会計期間末 (年度末) 残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末 (年度末) 残高が有形固定資産の中間連結会計期間末 (年度末) 残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
支払リース料	186	164
減価償却費相当額	186	164

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	7	5
1年超	15	12
合 計	22	18

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しいものについては、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	116,185	116,185	—
(2) コールローン及び買入手形	172,972	172,972	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	173,889	175,746	1,857
その他有価証券	699,608	699,608	—
(4) 貸出金	2,498,564		
貸倒引当金(*1)	△26,887		
	2,471,677	2,486,574	14,897
資産計	3,634,332	3,651,087	16,754
(1) 預金	3,361,650	3,365,954	4,304
(2) 譲渡性預金	89,271	89,271	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	52,168	52,165	△2
(4) 借入金	24,513	24,807	294
(5) 社債	15,000	15,074	74
負債計	3,542,604	3,547,275	4,670
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(154)	(154)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	837	837	—
デリバティブ取引計	682	682	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。自行保証付私募債については、(4)貸出金の時価算定方法と同様の方法によっております。

変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって時価としております。

変動利付国債の時価については、当該変動利付国債から発生する将来キャッシュ・フローの算定上、コンバクシティ調整及びブラック・ショールズ型のオプションモデルで計算したゼロフロアオプションの価値を考慮したうえで、割引現在価値とした価額であります。なお、算定に用いる主な変数は、国債スポットレートや円スワップションボラティリティであります。当行では、当該価額を情報ベンダーより入手し、その適切性を検証のうえ利用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、将来のキャッシュ・フローを同様の取引において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金、及び(5) 社債

借入金及び社債については、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価額を時価としております。なお、短期市場金利に連動する変動金利によるものは、当行グループの信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、株式関連取引（先渡取引）であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル、取引所の価格等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (*1) (*2)	2,514
② 組合出資金 (*3)	224
合 計	2,739

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について200百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象としておりません。

II 当中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、重要性の乏しいものについては、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	54,335	54,335	—
(2) コールローン及び買入手形	30,263	30,263	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	167,345	167,512	167
その他有価証券	831,384	831,384	—
(4) 貸出金	2,498,484		
貸倒引当金 (*1)	△23,685		
	2,474,798	2,488,273	13,474
資産計	3,558,127	3,571,769	13,642
(1) 預金	3,396,407	3,399,508	3,100
(2) 譲渡性預金	22,770	22,770	—
(3) 借入金	21,578	22,118	539
(4) 社債	18,000	18,543	543
負債計	3,458,755	3,462,940	4,184
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	784	784	—
ヘッジ会計が適用されているもの	729	729	—
デリバティブ取引計	1,514	1,514	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。自行保証付私募債については、(4)貸出金の時価算定方法と同様の方法によっております。

一部の変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって時価としております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当該変動利付国債から発生する将来キャッシュ・フローの算定上、コンベクシティ調整及びブラック・ショールズ型のオプションモデルで計算したゼロフロアオプションの価値を考慮したうえで、割引現在価値とした価額であります。なお、算定に用いる主な変数は、国債スポットレートや円スワップションボラティリティであります。当行では、当該価額を情報ベンダーより入手し、その適切性を検証のうえ利用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金、及び(4) 社債

借入金及び社債については、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価額を時価としております。なお、短期市場金利に連動する変動金利によるものは、当行グループの信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、株式関連取引（先渡取引）であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル、取引所の価格等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (* 1)	2,487
② 組合出資金 (* 2)	266
合 計	2,754

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	133,999	135,392	1,393
	地方債	14,378	14,681	302
	社債	16,662	16,837	174
	その他	5,999	6,007	7
	外国債券	5,999	6,007	7
	小計	171,040	172,918	1,877
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	その他	2,848	2,828	△ 20
	外国債券	2,848	2,828	△ 20
	小計	2,848	2,828	△ 20
合 計		173,889	175,746	1,857

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	12,751	9,922	2,828
	債券	290,218	284,405	5,812
	国債	81,869	80,734	1,134
	地方債	157,891	154,171	3,720
	社債	50,457	49,499	957
	その他	100,013	98,283	1,729
	外国債券	98,108	96,648	1,459
	その他	1,904	1,634	269
	小計	402,983	392,611	10,371
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	23,300	27,586	△ 4,285
	債券	141,806	142,708	△ 902
	国債	72,698	72,864	△ 166
	地方債	31,052	31,399	△ 347
	社債	38,055	38,443	△ 387
	その他	132,803	140,993	△ 8,189
	外国債券	119,281	124,617	△ 5,335
	その他	13,521	16,375	△ 2,854
小計	297,910	311,287	△ 13,377	
合 計		700,893	703,899	△ 3,006

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、963百万円（すべて株式）であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

なお、時価が30%超下落した銘柄のうち、時価が50%超下落した銘柄についてはすべて、また、30%超50%以下下落した銘柄について、株式等については発行会社の業績推移、市場価格の推移、市場環境の動向等の内的・外的要因により、また、債券については発行会社の信用状態等により、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄について減損処理することとしております。

II 当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	83,275	83,805	529
	地方債	14,382	14,673	290
	社債	8,589	8,710	120
	その他	1,766	1,801	34
	外国債券	1,766	1,801	34
	小計	108,014	108,990	976
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	59,330	58,522	△808
	小計	59,330	58,522	△808
合 計		167,345	167,512	167

2. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,725	8,184	2,541
	債券	530,946	519,053	11,893
	国債	246,711	243,122	3,589
	地方債	179,113	172,439	6,673
	社債	105,120	103,490	1,630
	その他	120,867	114,912	5,955
	外国債券	117,627	111,777	5,849
	その他	3,240	3,134	105
	小計	662,538	642,149	20,389
	中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	19,883	23,698
債券		25,932	26,002	△70
国債		7,992	7,999	△7
地方債		5,113	5,114	△1
社債		12,827	12,888	△61
その他		124,213	131,240	△7,026
外国債券		112,082	117,522	△5,439
その他		12,130	13,717	△1,587
小計		170,030	180,942	△10,911
合 計		832,569	823,092	9,477

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて4,178百万円（うち、株式2,214百万円、その他1,963百万円）を減損処理しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

なお、時価が30%超下落した銘柄のうち、時価が50%超下落した銘柄についてはすべて、また、30%超50%以下下落した銘柄について、株式等については発行会社の業績推移、市場価格の推移、市場環境の動向等の内的・外的要因により、また、債券については発行会社の信用状態等により、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄について減損処理することとしております。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間

1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,797
その他有価証券	2,797
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	2,384
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	412
(△)少数株主持分相当額	30
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	382

II 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	14,940
その他有価証券	14,940
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	5,562
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	9,378
(△)少数株主持分相当額	28
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	9,349

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	237,429	193,163	266	266
	為替予約				
	売建	24,322	—	△431	△431
	買建	2,458	—	11	11
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△154	△154

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券	2,603	—	467
	為替予約	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	467

(注) 1 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	先渡取引	株式	2,673	2,673	369
	合計	—	—	—	369

(注) 時価の算定
東京証券取引所における最終の価格等によっております。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	211,694	171,995	243	243
	為替予約				
	売建	80,758	23	544	544
	買建	2,164	—	△2	△2
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	784	784

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券	832	—	180
	為替予約	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	180

(注) 1 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	先渡取引	株式	2,673	2,673	549
	合計	—	—	—	549

(注) 時価の算定
東京証券取引所における最終の価格等によっております。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

該当ありません。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループは、当行及び連結子会社5社で構成され、銀行業務を中心として各種金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループでは、取締役会や取締役頭取の最高協議機関である経営会議において、経営資源の配分や業績の評価を定期的に行っており、その評価単位については、銀行業務を営む株式会社紀陽銀行の計数を主としております。

従いまして、当行グループにおいては、「銀行業」を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

また、セグメント間の取引価額は第三者間の取引価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業				
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	41,366	2,631	43,998	—	43,998
セグメント間の内部経常収益	183	975	1,158	△1,158	—
計	41,549	3,607	45,157	△1,158	43,998
セグメント利益	6,743	485	7,228	△0	7,228
セグメント資産	3,588,639	20,785	3,609,424	△17,319	3,592,104
セグメント負債	3,433,362	16,541	3,449,903	△15,821	3,434,082
その他の項目					
減価償却費	1,878	36	1,914	—	1,914
資金運用収益	30,180	185	30,365	△86	30,279
資金調達費用	4,704	80	4,785	△85	4,699
特別利益	4,046	△232	3,813	△157	3,656
(貸倒引当金戻入益)	(3,390)	(△478)	(2,912)	(△157)	(2,755)
(償却債権取立益)	(655)	(245)	(901)	—	(901)
特別損失	1,048	0	1,048	—	1,048
(固定資産処分損)	(4)	(0)	(4)	—	(4)
(減損損失)	(794)	—	(794)	—	(794)
(資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額)	(249)	—	(249)	—	(249)
税金費用	3,245	195	3,440	—	3,440
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,117	183	2,300	—	2,300

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、事務代行業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務、クレジットカード業務を含んでおります。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 経常収益の調整額△1,158百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント利益の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。

- (3) セグメント資産の調整額△17,319百万円は、セグメント間取引消去であります。
 (4) セグメント負債の調整額△15,821百万円は、セグメント間取引消去であります。
 (5) 資金運用収益の調整額△86百万円は、セグメント間取引消去であります。
 (6) 資金調達費用の調整額△85百万円は、セグメント間取引消去であります。
 (7) 特別利益における貸倒引当金戻入益の調整額△157百万円は、セグメント間取引消去であります。
 4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループは、当行及び連結子会社5社で構成され、銀行業務を中心として各種金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループでは、取締役会や取締役頭取の最高協議機関である経営会議において、経営資源の配分や業績の評価を定期的に行っており、その評価単位については、銀行業務を営む株式会社紀陽銀行の計数を主としております。

従いまして、当行グループにおいては、「銀行業」を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

また、セグメント間の取引価額は第三者間の取引価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業				
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	40,711	2,855	43,567	△51	43,516
セグメント間の内部経常収益	148	961	1,109	△1,109	—
計	40,860	3,816	44,677	△1,161	43,516
セグメント利益	8,139	714	8,853	1	8,854
セグメント資産	3,678,116	21,414	3,699,530	△11,670	3,687,860
セグメント負債	3,519,255	16,218	3,535,473	△10,087	3,525,386
その他の項目					
減価償却費	1,978	63	2,041	—	2,041
資金運用収益	29,449	128	29,577	△70	29,506
資金調達費用	3,713	70	3,783	△70	3,712
特別利益	1,491	—	1,491	—	1,491
（固定資産処分益）	(15)	—	(15)	—	(15)
（退職給付制度改定益）	(1,476)	—	(1,476)	—	(1,476)
特別損失	24	0	24	—	24
（固定資産処分損）	(16)	(0)	(16)	—	(16)
（減損損失）	(7)	—	(7)	—	(7)
税金費用	3,406	214	3,621	—	3,621
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	757	25	783	—	783

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、事務代行業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務、クレジットカード業務を含んでおります。
3. 調整額は、以下のとおりであります。
- (1) 経常収益における外部顧客に対する経常収益の調整額△51百万円は、「その他」の貸倒引当金繰入額であり、セグメント間の内部経常収益の調整額△1,109百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント利益の調整額1百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (3) セグメント資産の調整額△11,670百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (4) セグメント負債の調整額△10,087百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (5) 資金運用収益の調整額△70百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (6) 資金調達費用の調整額△70百万円は、セグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	23,093	13,452	7,452	43,998

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	26,203	9,443	7,869	43,516

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合 計
	銀行業		
減損損失	794	—	794

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合 計
	銀行業		
減損損失	7	—	7

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当ありません。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当ありません。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当ありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	162.09	181.56

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	150,078	162,473
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	41,542	40,898
うち少数株主持分	百万円	1,347	1,398
うち優先株式発行金額	百万円	39,500	39,500
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	695	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	108,535	121,575
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	669,595	669,595

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	9.48	9.92
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	6,350	6,643
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	6,350	6,643
普通株式の期中平均株式数	千株	669,595	669,595

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	116,170	54,324
コールローン	172,972	30,263
買入金銭債権	3,497	3,138
商品有価証券	4,119	2,811
有価証券	※1, ※8, ※14 878,138	※1, ※8, ※14 994,595
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,505,135	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,504,980
外国為替	※7 1,858	※7 1,836
その他資産	※8 20,179	※8 32,600
有形固定資産	※10, ※11 34,575	※10, ※11 33,975
無形固定資産	8,443	7,807
繰延税金資産	26,904	20,257
支払承諾見返	16,402	15,839
貸倒引当金	△26,910	△23,797
資産の部合計	3,761,486	3,678,634
負債の部		
預金	※8 3,364,810	※8 3,398,022
譲渡性預金	96,271	22,770
債券貸借取引受入担保金	※8 52,168	※8 5,958
借入金	※12 24,513	※12 21,578
外国為替	38	65
社債	※13 15,000	※13 18,000
その他負債	43,458	35,786
未払法人税等	244	234
リース債務	687	735
資産除去債務	373	373
その他の負債	42,152	34,443
役員退職慰労引当金	32	32
睡眠預金払戻損失引当金	636	564
偶発損失引当金	384	359
再評価に係る繰延税金負債	※10 214	※10 213
支払承諾	16,402	15,839
負債の部合計	3,613,931	3,519,191

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	80,096	80,096
資本剰余金	32,357	32,357
資本準備金	259	259
その他資本剰余金	32,097	32,097
利益剰余金	34,209	37,020
利益準備金	1,698	2,373
その他利益剰余金	32,511	34,646
繰越利益剰余金	32,511	34,646
株主資本合計	146,663	149,473
その他有価証券評価差額金	355	9,326
繰延ヘッジ損益	219	327
土地再評価差額金	※10 316	※10 315
評価・換算差額等合計	891	9,969
純資産の部合計	147,555	159,443
負債及び純資産の部合計	3,761,486	3,678,634

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	41,549	40,860
資金運用収益	30,180	29,449
(うち貸出金利息)	22,864	22,847
(うち有価証券利息配当金)	7,186	6,429
役務取引等収益	4,323	4,615
その他業務収益	6,474	3,084
その他経常収益	570	※1 3,710
経常費用	34,813	32,721
資金調達費用	4,704	3,713
(うち預金利息)	3,964	3,062
役務取引等費用	2,265	2,322
その他業務費用	2,555	3,195
営業経費	※2 19,971	※2 19,222
その他経常費用	※3 5,315	※3 4,267
経常利益	6,736	8,138
特別利益	※4 4,046	1,491
特別損失	※5 1,048	※5 24
税引前中間純利益	9,734	9,605
法人税、住民税及び事業税	30	31
法人税等調整額	3,215	3,391
法人税等合計	3,245	3,422
中間純利益	6,489	6,183

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	80,096	80,096
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	80,096	80,096
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	259	259
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	259	259
その他資本剰余金		
当期首残高	32,097	32,097
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	32,097	32,097
資本剰余金合計		
当期首残高	32,357	32,357
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	32,357	32,357
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,010	1,698
当中間期変動額		
剰余金の配当	687	674
当中間期変動額合計	687	674
当中間期末残高	1,698	2,373
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	28,291	32,511
当中間期変動額		
剰余金の配当	△4,124	△4,048
中間純利益	6,489	6,183
土地再評価差額金の取崩	3	0
当中間期変動額合計	2,368	2,135
当中間期末残高	30,659	34,646

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	29,302	34,209
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,436	△3,373
中間純利益	6,489	6,183
土地再評価差額金の取崩	3	0
当中間期変動額合計	3,055	2,810
当中間期末残高	32,357	37,020
株主資本合計		
当期首残高	141,756	146,663
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,436	△3,373
中間純利益	6,489	6,183
土地再評価差額金の取崩	3	0
当中間期変動額合計	3,055	2,810
当中間期末残高	144,811	149,473
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△2,420	355
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	13,148	8,970
当中間期変動額合計	13,148	8,970
当中間期末残高	10,727	9,326
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△1	219
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	0	107
当中間期変動額合計	0	107
当中間期末残高	△0	327
土地再評価差額金		
当期首残高	328	316
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△3	△0
当中間期変動額合計	△3	△0
当中間期末残高	324	315
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2,094	891
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	13,146	9,077
当中間期変動額合計	13,146	9,077
当中間期末残高	11,051	9,969

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
純資産合計		
当期首残高	139,661	147,555
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,436	△3,373
中間純利益	6,489	6,183
土地再評価差額金の取崩	3	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	13,146	9,077
当中間期変動額合計	16,201	11,887
当中間期末残高	155,863	159,443

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：6年～50年 その他：5年～20年
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。また、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は83,430百万円(前事業年度末は83,743百万円)であります。

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間会計期間末においては、信託財産及び年金資産の合計額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として貸借対照表の「その他資産」に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 発生時に全額を損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行は、平成23年4月1日に退職給付制度の改定を行い、適格退職年金制度から確定給付企業年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。</p> <p>この移行に伴い、退職給付債務が1,476百万円減少し、同額の過去勤務債務が発生しております。この過去勤務債務については、当行の会計処理方針に従い、当中間会計期間において一括償却を行い、退職給付制度改定益1,476百万円を特別利益として計上しております。</p>
	<p>(3) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金について、平成16年6月29日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、廃止時における内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p>
	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
	<p>(5) 偶発損失引当金</p> <p>信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p>
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8 ヘッジ会計の方法	<p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。また、株式から生じる株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジを適用しております。なお、ヘッジ手法に高い有効性が見込まれることから、有効性の判定は省略しております。</p>
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>

【追加情報】

当中間会計期間
(自 平成23年 4月 1日
至 平成23年 9月30日)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については、遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 関係会社の株式総額 2,138百万円</p> <p>2 無担保の消費貸借契約により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券399百万円については、当事業年度末には当該処分をせずに所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は3,991百万円、延滞債権額は82,880百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は54百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,762百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は94,688百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,743百万円であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 2,138百万円</p> <p>—————</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は3,948百万円、延滞債権額は77,378百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は17百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,480百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は87,825百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、25,936百万円であります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																
<p>※8 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="225 353 786 416"> <tr> <td>有価証券</td> <td>151,923百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>159百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="225 454 786 517"> <tr> <td>預金</td> <td>9,919百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>48,882百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、先渡取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券70,210百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金敷金は1,378百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、298,876百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が290,479百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △278百万円</p>	有価証券	151,923百万円	その他資産	159百万円	預金	9,919百万円	債券貸借取引受入担保金	48,882百万円	<p>※8 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="857 353 1418 416"> <tr> <td>有価証券</td> <td>104,613百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>159百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="857 454 1418 517"> <tr> <td>預金</td> <td>5,505百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>2,673百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、先渡取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券71,851百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金敷金は1,330百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、292,985百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が283,927百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △287百万円</p>	有価証券	104,613百万円	その他資産	159百万円	預金	5,505百万円	債券貸借取引受入担保金	2,673百万円
有価証券	151,923百万円																
その他資産	159百万円																
預金	9,919百万円																
債券貸借取引受入担保金	48,882百万円																
有価証券	104,613百万円																
その他資産	159百万円																
預金	5,505百万円																
債券貸借取引受入担保金	2,673百万円																

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 41,519百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金24,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は14,507百万円であります。</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 42,251百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金21,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は15,214百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)																																								
<p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,005百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">874百万円</td> </tr> </table> <p>※3 その他経常費用には、貸出金償却1,967百万円及び株式等償却1,508百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別利益には、貸倒引当金戻入益3,390百万円及び償却債権取立益655百万円を含んでおります。</p> <p>※5 当中間会計期間において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額794百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">地域</th> <th style="text-align: left;">主な用途</th> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: right;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>営業店舗 2か所</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">152</td> </tr> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>遊休資産 4か所</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">7</td> </tr> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>事業用資産</td> <td>動産、 ソフトウェア等</td> <td style="text-align: right;">634</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td style="text-align: right;">794</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>なお、当中間会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	有形固定資産	1,005百万円	無形固定資産	874百万円	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	和歌山 県内	営業店舗 2か所	土地	152	和歌山 県内	遊休資産 4か所	土地	7	和歌山 県内	事業用資産	動産、 ソフトウェア等	634	合計			794	<p>※1 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益2,413百万円及び償却債権取立益671百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">934百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,050百万円</td> </tr> </table> <p>※3 その他経常費用には、貸出金償却973百万円及び株式等償却2,214百万円を含んでおります。</p> <p>※5 当中間会計期間において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額7百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">地域</th> <th style="text-align: left;">主な用途</th> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: right;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>遊休資産 4か所</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">7</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td style="text-align: right;">7</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>なお、当中間会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	有形固定資産	934百万円	無形固定資産	1,050百万円	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	和歌山 県内	遊休資産 4か所	土地	7	合計			7
有形固定資産	1,005百万円																																								
無形固定資産	874百万円																																								
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																						
和歌山 県内	営業店舗 2か所	土地	152																																						
和歌山 県内	遊休資産 4か所	土地	7																																						
和歌山 県内	事業用資産	動産、 ソフトウェア等	634																																						
合計			794																																						
有形固定資産	934百万円																																								
無形固定資産	1,050百万円																																								
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																						
和歌山 県内	遊休資産 4か所	土地	7																																						
合計			7																																						

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）及び当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当ありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借手側)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額

前事業年度 (平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	2,610	1,582	1,027
無形固定資産	4	2	1
合計	2,614	1,585	1,028

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間会計期間 (平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末残高相当額
有形固定資産	2,080	1,381	698
無形固定資産	4	3	0
合計	2,084	1,384	699

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	330	261
1年超	698	437
合計	1,028	699

(注) 未経過リース料中間連結会計期間末 (期末) 残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末 (期末) 残高が有形固定資産の中間連結会計期間末 (期末) 残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	186	165
減価償却費相当額	186	165

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	7	5
1年超	15	12
合計	22	18

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	2,138
関連会社株式	—
合計	2,138

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	2,138
関連会社株式	—
合計	2,138

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)及び当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	9.69	9.23
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	6,489	6,183
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	6,489	6,183
普通株式の期中平均株式数	千株	669,595	669,595

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|-----|-------------------------|-------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| (1) | 有価証券報告書及び
その添付書類、確認書 | 事業年度
(第201期) | 自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日 | 平成23年6月30日
近畿財務局長に提出。 |
| (2) | 有価証券届出書
及びその添付書類 | 社債の一般募集に係る有価証券
届出書であります。 | | 平成23年8月24日
近畿財務局長に提出。 |
| (3) | 有価証券届出書の
訂正届出書 | 上記(2)の有価証券届出書の訂正
届出書であります。 | | 平成23年9月7日
平成23年9月9日
近畿財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月22日

株式会社 紀陽銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川	井	一	男	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥	田		賢	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅	津		広	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社紀陽銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月22日

株式会社 紀陽銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川	井	一	男	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥	田		賢	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅	津		広	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第202期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社紀陽銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年11月25日
【会社名】	株式会社紀陽銀行
【英訳名】	The Kiyō Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 片山博臣
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	和歌山市本町1丁目35番地
【縦覧に供する場所】	本店のほかに該当ありません

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取 片山博臣は、当行の第202期中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。